

緊急小口資金のご案内

| | |
|------------------------|---|
| 貸付対象費用 | <p>低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象に、次の費用の支払い等の緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用をお貸しする資金です。</p> <ul style="list-style-type: none">□1 医療費や介護費を支払ったために臨時の生活費が必要なとき□2 火災などの被災によって生活費が必要なとき□3 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき□4 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき□5 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき□6 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき□7 生活困窮自立支援法に基づく支援や社会福祉協議会、公共職業安定所及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき（就職活動のための交通費等）□8 給与等の盗難によって生活費が必要なとき□9 その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき |
| 貸付要件 | <p>■原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関の支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していることを貸付要件とします。</p> |
| 貸付限度額 | <p>■10万円以内</p> |
| 償還（返済） 貸付利子 | <p>■償還（返済）期限は、資金送金後2ヶ月の据置期間の後から12ヶ月以内です。 ■連帯保証人は不要で、貸付利子は無利子です。</p> |



■ 貸付世帯の要件

- 貸付は、資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、返済（償還）の見込みが立てられる状況にあることを要件とします。
- 障害者世帯や高齢者世帯の要件は、障害者や日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯であって、貸付はその方のために利用される費用に限ります。
- 生活保護世帯の方は、生活保護費が初めて受給されるまでの費用で福祉事務所が借入の必要性を認めていることが前提となります。まずは、福祉事務所に相談してください。
- 所得基準は、世帯全員の年間収入から税金等を控除した額の平均月額とします。詳しくは市区町村社会福祉協議会にご確認ください。

■ 次の状況にある世帯や、次の場合への貸付けはできません。

- 借入申込者、借入申込者の世帯に属する者が暴力団員である場合
- 収入がないか、少ないため恒常的に生活全般に困窮している世帯の方
- 多額な負債がある方、返済が滞っている方
- 債務整理の予定がある方、債務整理中の方
- 現在、生活福祉資金の連帯保証人になっている方とその世帯員
- 他の貸付制度や融資制度を利用することが可能な場合
- 必要とする費用が分割払い等で可能な場合
- 今後の生活の見通しが立たない、生計の維持ができない場合
- この貸付金を他の負債の支払いに充てる場合、負債等の支払いにより生活費が不足する場合や借り換えとする場合

■ 申請書類

| No. | 区 分 | 書 類 |
|-----|----------------------|---|
| 1 | 借入申込書 | ・ 指定様式：借入資金別の「借入申込書」 |
| 2 | 本人とわかる書類 | ・ 次のいずれか：運転免許証(写)、健康保険証(写)、顔写真が貼付された証明書(写)等 |
| 3 | 世帯の状況が明らかになる書類 | ・ 住民票（世帯全員分、発行後3ヶ月以内のもの） |
| 4 | 世帯の収入支出状況がわかる書類 | ・ 指定様式：収入支出内訳書 |
| 5 | 低所得世帯とわかる書類 | ・ 世帯全員の収入証明書（次のいずれか：源泉徴収書(写)、所得・課税証明書(写)、給料明細書(写)等） |
| 6 | 生活福祉資金以外の融資状況がわかる書類 | ・ 指定様式：生活福祉資金以外の融資状況 |
| 7 | 自立相談支援機関の利用の同意がわかる書類 | ・ 指定様式：貸付あっせん（意見）書 |



| No. | 区 分 | 書 類 |
|-----|----------------|--|
| 8 | 借用書 | ・ 指定様式：生活福祉資金借用書（緊急小口資金） |
| 9 | 貸付金の送金先がわかる書類 | ・ 振込先当該預金通帳（名義・口座番号が確認できる）（写） |
| 10 | 償還金口座振替を希望する書類 | ・ 【3枚複写様式】生活福祉資金償還金口座振替（変更）依頼書兼自動振込利用申込書…振込先当該預金通帳（写） |
| 11 | 世帯状況により必要となる書類 | <p>■生活保護世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所の「緊急小口資金貸付申請について（依頼）」 <p>■障害者世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳（写） |
| 12 | 貸付理由ごとに必要となる書類 | <p>□1 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費又は介護費に係る請求書（写） ・ 支払経費内容が確認できる書類 |
| | | <p>□2 火災などの被災によって生活費が必要なとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災証明（写）・罹災証明（写） |
| | | <p>□3 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金、保険、公的給付等の支給決定又は給付決定通知書（写） ・ 雇用保険受給資格者証（写） ・ 採用（内定）通知書（写） ・ 生活保護法による保護申請書（写） |
| | | <p>□4 会社からの解雇、休業等による収入減で生活費が必要なとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式：退職証明書（写） ・ 指定様式：休職証明書（写） ・ 雇用保険受給資格者証（写） ・ 採用（内定）通知書（写） |
| | | <p>□5 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納請求書（写）又は督促状（写） ・ 滞納に係る支払領収書（直近3ヶ月以内）（写） |
| | | <p>□6 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納領収書または請求書（写）又は督促状（写） |
| | | <p>□7 生活困窮自立支援法に基づく支援や社会福祉協議会、公共職業安定所及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき（就職活動のための交通費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式：貸付あつせん（意見）書 ・ 経費内容が確認できる書類 |
| | | <p>□8 給与等の盗難によって生活費が必要なとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式：盗難届出報告書 |
| | | <p>□9 その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性が確認できる書類 |



■ 相談・申込先

貸付の相談を希望される場合は、お住まいの地区の民生委員・市区町村社会福祉協議会にご連絡ください。

申込につきましては、掲載している内容以外にも貸付条件がありますので、市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

市区町村社会福祉協議会では、この資金についてのご相談を受け、貸付金の申請から返済完了まで相談支援させていただきます。

相談窓口

■ 実施主体

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 生活支援課

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3 階 電話 025-281-5522

MEMO

